

平成24年3月28日

滋賀県 原子力安全協定協議項目へのご回答

滋賀県殿 ご提案項目	ご回答	
①異常時における連絡 異常時における連絡に関する従前の取り決めに協定の中に盛り込むこと。	拝承	—
②事前了解 発電所の建設計画、原子炉施設の重要な変更についての事前了解。	△	事前確認 事前に計画を報告し、滋賀県殿の意見を確認する。
③立入調査 発電所の周辺環境の安全を確保する必要がある場合、発電所への立入調査することができる。	△	立入確認 発電所の周辺環境の安全を確保する必要がある場合、発電所の立入確認することができる。
④適切な措置 立入調査の結果、事故・有事などで必要と認められる場合、停止を含む特別な措置を求めることができる。	△	継続的協議 原子力発電所の安全性に関し、継続的に協議を行う。
⑤運転再開の協議 適切な措置の求めにより運転を停止した場合、停止を含む特別な措置を求めることができる。		
⑥原子力防災対策 原子力防災対策の充実強化、地域防災対策への協力など	拝承	—
⑦環境監視体制の強化 環境放射線測定設備の強化	—	原子力防災計画の中で対応させていただきたい。
⑧輸送計画の事前連絡 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策の事前連絡	拝承	—
⑨再生エネルギーの導入促進 国のエネルギー政策を踏まえつつ、エネルギー源の多様化を図り、安定的なエネルギー供給の手段の確立を図る。	—	関西広域連合殿との覚書で確認しており、この中で対応させていただきたい。
⑩その他		
1. 損害の補償	拝承	—
2. 公衆への広報	拝承	—
3. 協定書の改定	拝承	—